

10.財務省は4月21日付で、令和2年2月1日から令和3年3月末までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼ全ての国税について、延滞税や担保の供出等を求めない納税の猶予を公表した。こうした国の方向性に倣い、本市としても地方税の納付が困難な事業者や個人に対して柔軟な対応を取られたい。また、本市の入札参加資格要件のうち、直近の税滞納の項目については要件を緩和し、前年度までに滞納がないこととするなど、時限的な措置を講じるよう要望するものである。

11.本市独自の支援策はもちろん、国や県等が行う各種の給付の財源は市民が納める税金であり、いかなる事業者または個人の不正も容認されるものではない。各窓口や所管部署においては不正な申請や受給を防ぐための十分な措置を講じ、支援に取り込まれるように要望するものである。

三、中長期的な視点で検討すべき施策

(1) 感染症医療における専門的対応力の強化

本市ではこども病院がアイランドシティへと移転することに合わせて、平成26年までに同院の第2種感染症指定病院の機能を返納したが、この結果、現在市内の指定病床は市民病院の4床のみとなっている。今回の新型コロナウイルス感染症問題を契機に、改めて感染症医療に対する本市の専門的対応力について、市民の命を守る観点から議論が惹起されることを期待するものである。特に市民病院における感染症対応の指針については改めて専門家の意見も交えて検証され、必要があれば国や県とも協議して必要な物的、人的体制を本市が確保されるよう求めるものである。

(2) 文化芸術活動に対する支援

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市内のあらゆる文化芸術関係の施設が閉鎖状態にある中で、伝統文化・伝統芸術を継承する方々をはじめ、多くのアーティストたちの収入の機会が喪失されていることは誠に憂慮に堪えない。特に次世代へと継承すべき伝統文化や芸術については、この問題を機会に途絶えてしまうことがないよう、必要な支援を行われるよう要望するものである。

(3) 新卒者などの若者の就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響による企業の業績悪化を受けて、この春に大学を卒業した新卒者の採用内定取り消しが相次いだ。これから当面の間は、かつての就職氷河期並みかそれ以上の雇い控えが続くことも想定され、来春の新卒予定者などの若者に対する就職支援については国や県とも連携して雇用促進につながる助成制度の創設を検討するなど、十分な対策を取られたい。